

卷末資料

- 資料1 「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」
- 資料2 言語活動の指導の在り方と配慮点
- 資料3 学校教育法（抜粋）
- 資料4 自立活動の目標と内容（6区分26項目）

資料1 「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」

「基礎的環境整備」は、法令等に基づき、又は財政措置により国、都道府県、市町村がそれぞれ行うものですが、それぞれの状況により、一律に整備すべき状況を示せるものではありません。また、「合理的配慮」についても、一人一人の実態や地域の実情によって一概に示せるものではありません。

しかし、新しい概念でもある「基礎的環境整備」と「合理的配慮」について理解していただきたいと考え、一例を示しますので、参考としてお読みください。

基礎的環境整備

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
 - ・個別の教育支援計画を活用した学校、保護者、関係機関との連携（授業参観、懇談、実態の共有と適切なかわりについて）
- ② 専門性のある指導体制の確保
 - ・手話の専門性の向上を目指した各校の校内手話研修を促進
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
 - ・懇談時における個別の指導計画の評価・改善点等の説明、本人・保護者の教育的ニーズに応じた指導が効果的に行えるよう、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携
- ④ 教材の確保
 - ・目的等に応じて、絵、写真、映像、具体物などの視覚的教材の活用
 - ・手話で意味や内容を伝え、さらに書き言葉や指文字で正しい日本語を身に付けさせるための取組
- ⑤ 施設・設備の整備
 - ・教室に三色のライトを設置し、始業・就業時間のチャイムや報知器等の警報器等に連動して発光させ、教員や子どもに即時的に伝えるような施設を整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
 - ・手話の堪能な教員の配置及び計画的な手話研修の実施による教職員の専門性の向上
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
 - ・一対一の指導により、個に応じた指導を基本としながら、目的や活動内容等に応じて他学年との活動を実施
- ⑧ 交流及び共同学習の推進
 - ・相手校の先生や友達の話や、聾学校の指導者が必要に応じて手話通訳するなどして、交流及び共同学習を実施

合理的配慮

○ 教育内容・方法

〈 教育内容 〉

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。（補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）の活用に関すること等）

学習内容の変更・調整

- ・音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。（外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示すること等）

〈 教育方法 〉

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等）また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等））学習機会や体験の確保
- ・言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。（話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等）また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。

○ 支援体制

子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

○ 施設・設備

校内環境のバリアフリー化

- ・放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。（教室等の字幕放送受信システム等）

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

資料2 言語活動の指導の在り方と配慮点

言語活動の充実に関する指導資料【小学校版】平成23年10月（文部科学省）

【知的活動に関すること】

各教科等の指導において、論理や思考といった知的活動を行う際、次のような言語活動を充実させるとともに配慮することが大切になります。

ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること

1) 事実等を正確に理解すること

事実や他者の意見を正確に理解するためには、主観にとらわれず、事実等と意見や考えなどを明確に区別することが必要になります。

配慮点① 児童生徒が理解するに当たって、5W1Hなどの視点をもたせるようにする。

配慮点② 設定した視点に応じて対象から情報を適切に取り出すようにする。

2) 他者に的確に分かりやすく伝えること

自分や聞き手・読み手の目的や意図に照らして事実等を整理し、明確に伝えることに留意することが大切です。

配慮点③ 自分や伝える相手の目的や意図をとらえるようにする。

配慮点④ 目的や意図に応じて事実等を整理できるようにする。

配慮点⑤ 構成や表現を工夫しながら伝えられるようにする。

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

1) 事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること

事実等を正確に理解した後、それを自分の知識や経験と結び付けて解釈することによって自分の考えをもつこと、さらにその自分の考えについて、理由や立場を明確にして説明することなどを通じて、自分の考えを深めていくことが重要になります。

また、他者の考えを認識しつつ自分の考えについて前提条件やその適用範囲などを振り返るとともに、他者の考えと比較、分類、関連付けなどを行うことで、多様な観点からその妥当性や信頼性を吟味し、考えを深める「クリティカル・シンキング*」が大切になります。

配慮点⑥ 事実等を知識や経験と結び付けて解釈し、自分の考えをもたせるようにする。

配慮点⑦ 自分の考えについて、探求的態度をもって意見と根拠、原因と結果などの関係を意識し、説明する際にはそれを明確に示す。

配慮点⑧ 自分の考えと他者の考えの違いをとらえ、それらの妥当性や信頼性を吟味したり、異なる視点から検討したりして振り返るようにする。

* 「クリティカルシンキング」とは、課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力や多様な観点から考察する能力のことで、我が国の子どもたちの思考力・判断力・表現力等の課題解決のため、これらの育成・習得が求められています。

2) 考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

それぞれの考えを表明し合うことを通じて、いろいろなものの見方や考え方があることに気づき、それぞれの考えの根拠や前提条件の違い、特徴などをとらえることが重要になります。また、それぞれの考えの違いや特徴を確認し合いながら、それらの考えを整理することを通じて、更に自分や集団の考えを振り返り、考えを深めることも重要です。

配慮点⑨ 考えを伝え合う中でいろいろな考えや意見があることに気付くことができるようにする。

配慮点⑩ それらの考えには根拠や前提条件に違いや特徴があることに気付くことができるようにする。

配慮点⑪ それぞれの考えの異同を整理して、更に自分の考えや集団の考えを発展させることができるようにする。

【コミュニケーションや感性・情緒に関すること】

各教科等において、コミュニケーションや感性・情緒に関する指導を行う際に、次のような言語活動を充実させることが重要です。

ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと

良好なコミュニケーションを図るためには、思いや考えを表現するための語彙を豊かにし、表現力を身に付けることが重要です。また、自分の思いや考えをもちつつ、それを相手に伝えようとするとともに、相手の思いや考えを理解し、尊重しようとすることも大切です。その上で自分と相手の思いや考えについて、「何が同じ」で「何が異なるか」という視点で整理しながら、相手の話をしっかり聞き取り、受け止めるようにするとともに、納得したり、合意したり、折り合いを付けたりするなど、状況に応じた的確に反応することができるようにすることも大切です。

配慮点⑫ 語彙を豊かにし、表現力を育む。

配慮点⑬ 自分の思いや考えを伝えようとするとともに、相手の思いや考えを理解し、尊重できるようにする。

配慮点⑭ 自分の思いや考えの違いを整理しつつ、相手の話を聞き、受け止めることができるようにする。

配慮点⑮ 相手の話に対して、状況に応じた的確に反応できるようにする。

イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

感性・情緒は、事象の関わりや他者との人間関係、所属する文化の中で感じたことを言葉にしたり、心のこもった言葉を交流したりすることが大切です。

配慮点⑯ 様々な事象に触れさせたり体験させるようにする。

配慮点⑰ 感性・情緒に関わる言葉を理解するようにする。

配慮点⑱ 事象や体験等について、より豊かな表現、より論理的で的確な表現を通して互いに交流する。

資料3 学校教育法（抜粋）

【義務教育の目的】

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語*を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

* 特別支援学校（小学部、中学部）においても、学校教育法第21条にある目標を達成するよう教育が行われる必要があります。各教科は、本法律に基づき設定されています。ここに記述されている「必要な国語」とは、日本語を意味しています。

資料4 自立活動の目標と内容（6区分26項目）

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基礎を培う。

【内容】

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

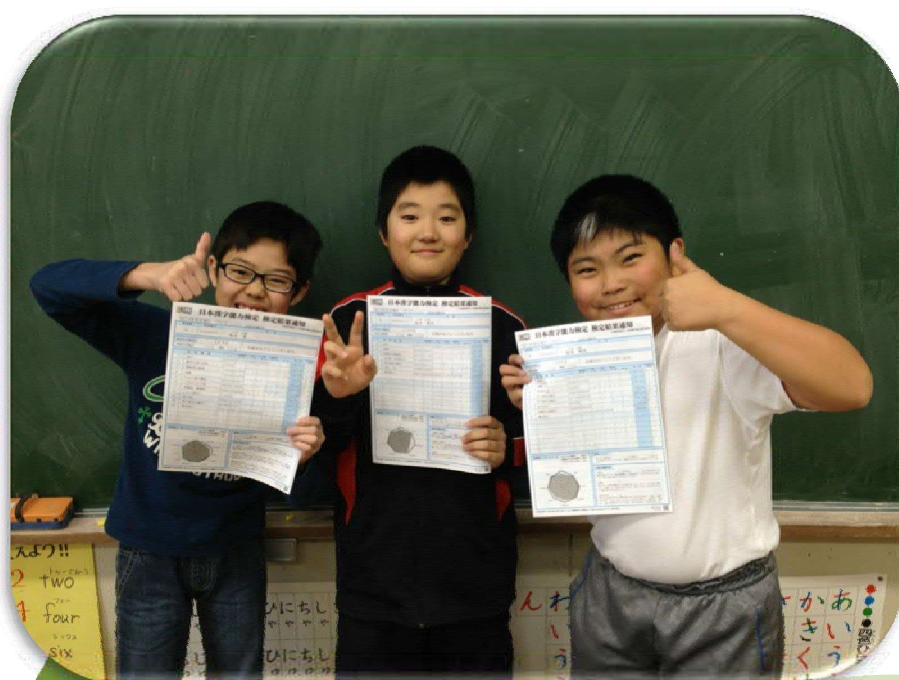
（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章）

文 献

- ・聴覚障害教育の手引ー多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導ー 文部省 平成7年
- ・聴覚・言語障害児のリテラシーの向上を目指してーコミュニケーションを重視した指導と教材ー 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 平成18年3月
- ・聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究ー教職員の手話活用能力の向上とこれを用いた指導の在り方の検討ー 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成18年3月
- ・聾学校教員のための手話学習の手引 北海道立特殊教育センター 平成18年3月
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について 中央教育審議会答申 平成20年1月
- ・課題別研究報告書「聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究ー手話を用いた指導法と教材の検討を中心にー」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成20年3月
- ・特別支援学校幼稚部教育要領 文部科学省 平成21年3月
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 文部科学省 平成21年3月
- ・特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省 平成21年3月
- ・特別支援学校（聾学校）における手話を活用した指導に関する研究 北海道教育委員会 平成21年3月
- ・聴覚障害教育における専門性の向上に関する研究 北海道立特別支援教育センター 平成21年3月
- ・特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部） 文部科学省 平成21年6月
- ・特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部） 文部科学省 平成21年6月
- ・聾学校における授業とその評価に関する研究ー手話活用を含めた指導法の改善と言語力・学力の向上を目指してー 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成22年3月
- ・言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【小学校版】 文部科学省 平成23年10月
- ・評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校国語】 文部科学省、国立教育政策研究所 平成23年11月
- ・すこやかな育ちのために～特別支援学校（聾学校）の乳幼児相談～ 北海道保健福祉部・北海道教育委員会 平成24年5月
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会 平成24年7月23日
- ・学校教育法施行令の一部改正について（通知） 文部科学省 平成24年9月1日
- ・特別支援学校（聾学校）における日本手話を活用した指導のための資料「日本手話を活用した指導の充実のために」 北海道教育委員会 平成25年3月
- ・教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月

〔日本手話に関わる文献等〕

- ・驚きの手話「パ」「ポ」翻訳 坂田加代子、矢野一規、米内山明宏 星湖舎 平成20年
- ・文法が基礎からわかる日本手話のしくみ NPO法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター 大修館書店 平成23年
- ・大学での手話通訳ガイドブックー聴覚障害学生のニーズにこたえよう！ー 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 平成24年
- ・学校法人明晴学園教頭長谷部倫子氏説明資料（平成25年度第1回特別支援学校（聾学校）授業実践研究協議会説明資料）



札幌聾学校小学部第5学年児童の様子
(日本漢字能力検定試験の合格結果通知を受けて)